

官報 号外 昭和四十六年十二月八日

昭和四十六年十二月八日

額（第一百六十六条规定する標準報酬月額に十二乗じて得た額をいう。以下同じ。）」を「平均標準報酬年額（退職の日の属する月以前の地方議会

附  
則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

○第六十七回 參議院會議錄第十二号

昭和四十六年十二月八日(水曜日)  
午前十時四分開議  
○議長(河野謙二君) これより会議を開きます。

牛首十四分開

○議事日程 第十一号

昭和四十六年十二月八日

# 第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正す

卷之三

(第六十五回国会内閣提出、第六十七回国会衆

卷之三

(内閣提出、衆議院送付)

## 第四 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小

ପ୍ରକାଶକ

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

法律

第一百六十一條第二項中「退職當時の標準報酬年

昭和四十六年十一月八日 参議院会議録第十二号 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案



〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十二月三日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 船田 中

の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案の

改正点は、新東京国際空港の設置に伴い、羽田入

国管理事務所を廃止し、成田入国管理事務所を設置することと、苫小牧市ほか三カ所に入国管理事務所の出張所を設置すること等であります。

なお、本法律案は、衆議院において施行期日にについて所要の修正が行なわれております。

次に、国家公務員法等の一部を改正する法律案の改正点は、国家公務員法、公共企業体等労働関係法、地方公務員法及び地方公営企業労働関係法

に基づく職員団体等の最近における運営の実態にかんがみ、職員が職員団体等の役員としてその業務にもつぱら従事することができる、いわゆる在籍専従の期間を現行の三年から五年に改めることとするものであります。

委員会におきましては、法務省設置法改正案については新東京国際空港の現地調査もするなど、両法案について慎重に審査いたしましたが、その

詳細は会議録に譲りたいと存じます。

両法案とも質疑を終わり、討論なく、それぞれ採決の結果、法務省設置法改正案は多数、国家公

務員法等改正案は全会一致をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。まず、法務省設置法の一部を改正する法律案の

採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 船田 中

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年十二月三日

第一條 この法律は、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課等の国際経済上の調整措置の実施により事業活動に支障を生じている輸出取引に関連のある中小企業者に対し、経営の安定を図るための措置を講ずるとともに、あわせて事業の転換に際しこれを円滑にするための措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

#### (目的)

○議長(河野謙三君) 日程第四 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題いたします。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

業に対する臨時措置に関する法律



当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険金額の合計額が」とあるのは「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額」とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をしたと、「当該債務者」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者とする。

## 2 普通保険の保険関係であつて、輸出中小企業

関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十(無担保保険及び特別小口保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、輸出中小企業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

## (転換計画の認定)

第六条 認定中小企業者であつて、当該認定に係る事業の転換を行なうとするものは、当該事業の転換に関する計画をその住所地を管轄する

## (報告の徴収)

第十一条 都道府県知事は、認定中小企業者に対し、認定転換計画の実施状況について報告を求める

## 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案

(昭和四十六年法律第号)の施行に關する」とあること。

号の五及び第七号の六」に改める。

卷之三

○大森久司君 ただいま議題となりました法律案につき、委員会における審査の経過と結果を御報いたします。

本法律案は、いわゆるドルショック等により輸出関連中小企業者の事業活動に支障を生じてゐる実情に鑑み、金融上の特別措置を設けるとともに、中小企業者が事業の転換を行なう場合の金融・税制上の特例を認めようとするものであります。

委員会におきましては、最近における経済情勢や中小企業対策全般にわたって質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同提案にかかる附帯決議が付されまし

以上御報告いたします。（拍手）

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

○議長(河野謙三君)　總員起立と認めます。よ<sup>り</sup>  
て、本案は全会一致をもって可決されました。  
本日はこれにて散会いたします。

午前十時十二分散會

出席者は左のとおり。

平島	敏夫君	鍋島	直昭君
川野辺	春彦君	古池	信三君
上田	荒太君	細川	護熙君
金井	元彦君	杉原	稔君
若林	又三君	榎木	
増田	正武君	山本敬三郎君	
高田	浩運君	鈴木	省吾君
中津井	真君	久保田	藤麿君
鹿島	俊雄君	玉置	和郎君
岡本	悟君	大竹平八郎君	宜実君
赤間	文三君	劍木	亨弘君
林田悠紀夫君	稻嶺	西田	信一君
伊部	一郎君	星野	重次君
今泉	正二君	山本茂一郎君	戸田
世耕	政隆君	柳田桃太郎君	菊雄君
星野	重次君	星野	
沢田	政治君		

郡	新谷寅三郎君	江藤智君
木内	四郎君	
佐藤	安井	祐
岩動	謙君	道行君
佐藤	河本嘉久	隆君
片山	久藏君	
岩本	正英君	
長屋	政一君	
矢野	茂君	
渡辺	登君	
山崎	太郎君	
佐藤	一郎君	
吉武	童男君	
町村	大森	
植木	前田佳都	
寺本	都男君	
園田	塙田十一郎君	
佐藤	金五君	
柴田	久司君	
斎藤	恵市君	
増原	清充君	
塙見	光教君	
迫水	廣作君	
前田	榮君	
田嶋	俊君	
船田	俊吉君	
上田	俊君	
鳴崎	英夫君	
初村瀧	哲君	
山内	均君	
宮崎	讓君	
前川	一郎君	
竹田	現照君	
杉山善太郎君		

國務大臣	田中寿美子君 高橋雄之助君 西村尚治君 野上元君 後藤義隆君 白井勇君 阿貝根登君 瀬谷英行君 八木一郎君 山下春江君 鶴園哲夫君 片岡勝治君 佐々木靜子君 水口宏三君 神沢淨君 小笠原貞子君 竹田四郎君 和田勝治君 森昇君 林清一君 川村靜夫君 松井昇君 須藤勝治君 大矢昇君 河田虎雄君 小野武君 秋山誠君 野口正君 河田賢治君 加瀬明君 長造君
------	---

楠内 藩三郎正俊  
森中 守義  
西村 閔一  
伊藤 五郎君  
中村 英男君  
森 元治郎君  
平泉 涉君  
山本 羽生  
藤原 道子君  
辻 三七君  
鈴木 強君  
須原 昭二君  
小谷 守君  
鈴木 美枝子君  
杉原 一雄君  
安永 英雄君  
大橋 和孝君  
鈴木 力君  
村田 秀三君  
星野 力君  
松本 賢一君  
渡辺 武君  
矢山 有作君  
小柳 勇君  
岩間 吉田忠三郎君  
田中 正勇君  
春日 一君  
前尾繁三郎君  
山中 角榮君  
渡海元三郎君  
田中 貞則君

議長の報告事項  
去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

決算委員

議院運営委員

古賀雷四郎君

柴立芳文君

名した。

地方行政委員

原文兵衛君

棚辺四郎君

同

大蔵委員

同

沖縄返還協定特別委員

山田勇君

同

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し

た。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指

名した。

沖縄返還協定特別委員

青島幸男君

同

同日沖縄及び北方問題に関する特別委員会におい

て当選した理事は左の通りである。

イオン交換膜法による製塙に関する質問主意書  
(塙出席典君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁研究調

査付をもつて科学技術庁研究調整局長石川晃夫君は

科学審議官に任命されたので政府委員は自然消滅

となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十七回

国会政府委員に任命することを承認した旨回答し

た。

一昨六日議長において、左の常任委員の辞任を許

可した。

法務委員

藤原道子君

和田静夫君

高山恒雄君

辻一彦君

小野明君

藤井恒男君

和田靜夫君

藤原道子君

辻一彦君

小野明君

和田靜夫君

藤井恒男君

和田靜夫君

辻一彦君

和田靜夫君

藤井恒男君

和田靜夫君

藤井恒男君

議長の報告事項  
去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

議長の報告事項  
去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

案可決報告書  
国家公務員法等の一部を改正する法律案可決報告書  
告書  
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案可決報告書  
法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

〔第九号参照〕  
審査報告書

昭和四十六年度一般会計補正予算(第1号)  
昭和四十六年度特別会計補正予算(特第1号)  
昭和四十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年十一月九日

予算委員長 河野 謙三殿 德永 正利

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十六年度一般会計補正予算(第1号)は、経済活動の停滞、米国の輸入課徴金の賦課、円の為替変動幅の制限の暫定的停止等当初予算作成後に生じた経済情勢の変化に対処するため、公共投資の追加、中小企業対策の拡充強化を行なうほか人事院勧告に伴う公務員の給与改善に要する予算措置を行なうとともに所得税減税の年内実施、経済活動の停滞による租税印紙収入等の減少が見込まれるので、公債金七千九百億円を計上するなど所要の補正措置を講ずることにしている。

この補正により昭和四十六年度一般会計の総額は歳入歳出とも二千四百四十六億八千四百八万七千円を追加して、九兆六千五百八十九億九千九百三十六万七千円となる。

昭和四十六年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計の補正予算等に関連して道路整備特別会計等十六特別会計について所要の補正を行なうこととしている。

特に交付税及び譲与税配付金特別会計においては所得税減税の年内実施に伴う地方交付税交付金の減少分五百二十八億円を四十六年度限りの特例措置として一般会計でこれを負担し減額しないこととしている。

第四号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

四〇 四 一 でから から

四一 二 から 八 加熱 過熱

四三 四 二 日本銀 日本銀行

第五号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

六一 四 から 三 終わり 老朽

六二 四 一 九 午時 午後

六三 四 から 九 老朽

六四 四 一 九 午後 午後

第六号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

七一 三 から 八七 意思

七二 三 二 反面 反面

第九号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

八五 一 から 六 七千五百億

八六 一 から 六 七千九百億

第十号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

九五 一 から 六 指向 志向

九六 一 から 六 处置

九三 二 三 内閣 衆議院